

令和8年6月1日から 患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下のとおりになります。

区 分		食事負担額（非課税）	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
①	一般の方	510円／食 （1日3食 1530円）	550円／食 （1日3食 1650円）
②	住民税非課税 世帯に属する方 （③を除く）	入院期間 90日以内	240円／食 （1日3食 720円）
		入院期間 90日超	190円／食 （1日3食 570円）
③	②のうち、所得が一定 基準に満たない方など	110円／食 （1日3食 330円）	130円／食 （1日3食 390円）

※オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。
 ※患者の病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。

入院時生活療養（非課税）	
令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
370円／日	430円／日

全医療機関共通の値上げ金額となります。
 ご理解とご協力をお願いいたします。

栗原市立栗駒病院
 院長 村上 泰介